

平成 30 年 7 月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成 30 年 7 月 26 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 05 分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 5 階）

3. 出席者

教育長	板山 英信
委員	井関 真弓（教育長職務代理者）
委員	西橋 義仁
委員	西前 智子
委員	廣田 光前

4. 欠席者

委員	美濃部俊裕
----	-------

5. 出席事務局職員

教育部長	米田幸子
次長兼教育総務課長事務取扱	岩田健
次長	横尾博邦
教育改革推進室長	土田康巳
教育指導課長	伊藤浩行
すこやか教育推進課長	大田久衛
すこやか教育推進課担当課長	宮本安信
幼児課長	大音洋
教育センター所長	野村幸弘
学校給食室長兼長浜学校給食センター所長	金森和善
教育指導課副参事	河瀬洋子
教育総務課長代理	今井健剛
教育総務課主査	大石文哉

6. 傍聴者

5 人

II. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事
 - 日程第 1 会議録署名委員指名
 - 日程第 2 会議録の承認
 - 日程第 3 教育長の報告
 - 日程第 4 議案審議
 - 日程第 5 協議・報告事項
 - 日程第 6 その他
3. 閉 会

III. 議事の概要

1. 開 会
 - 教育長から開会宣言があった。
2. 会議録署名委員指名
 - 井関委員、西前委員
3. 会議録の承認
 - 6月定例会
 - 特に指摘事項はなく、6月定例会の会議録は承認された。
4. 教育長の報告
 - 教育長：本日は3点報告させていただきます。

まず1点目は園訪問です。先日、全公立園の訪問を終了いたしました。現在は民間園を訪問している最中で、お盆前には終了する予定です。全体的に、各園とも子どもたちは大変元気に過ごしていましたが、園によって経営に差が感じられました。園の全体計画を立てて着実に運営している園が多くございましたが、反面、経営目的が大変わかりにくい園もあったというのが率直な印象です。

今年度新規採用となった職員、経験者も含めて大変元気に頑張っておりますが、少し疲れが出始めている職員も散見されました。各園の管理職並びに幼児課職員で、現場に定着していただけるようきちんとフォローをしてまいります。

現在、民間園の半分程度を訪問しましたが、公立に比べてなお一層の差を感じました。非常に積極的に勉強をしておられ、以前に訪問したときから比べても、全く別の園のような印象を受けたところもあります。夏が終わりましたら、委員の皆様にも一度訪問をしていただければ、教育に対する理解を

より一層深めていただけたらと思っております。

2点目は中学校の部活動訪問です。本日まで、全ての中学校を訪問しました。全ての部に話を聞いたわけではございませんが、前回は報告したように、子どもたちも様々な意見をもっているのが実感できました。もっと部活をやりたい、朝練がなくなって非常に残念だと盛んに訴える生徒もおりましたし、反面、朝練がない方が時間的にもゆとりがあると言う生徒もおりました。

また、現在グラウンドで活動している部活動がゼロという状態の学校があることを確認できました。放課後にグラウンドで活動している部が1つもないのは、個人的に非常に寂しさを感じます。子どもたちの意見を聞くと、部の選択肢があった方が良いという考えもありましたが、今後、特に北部の学校はどの学校も生徒数が減少していく傾向にありますので、部活動のあり方について考えていく時期だなと改めて実感しました。

この部活動に関しましては、2学期以降、保護者の意見もぜひ聞かせていただきたいと考えています。併せて、部活動で実際に指導している教員の意見、学校の管理責任者である校長の意見も聞きたいと考えております。このことについては、秋以降に随時報告させていただきたいと思っております。

3点目は中体連です。夏季総体が始まっており、先週の土曜・日曜でブロック大会、今週の週末にかけて県大会が予定されております。

このブロック大会の前、先週の金曜日に市内全校で終業式を迎えました。ご存知のとおり異常気象とも思える猛暑が続いておりますので、通例ですと1時間ぐらいかかる終業式をぐっと短縮して、30分程度に切り上げるなど、終業式の挙行には各校で工夫をされておりました。

また、一部の小学校では、体育館での終業式自体を取りやめて、教室のテレビ画面で校長の話を聞くことにしたところもあったようです。いずれも、終業式までに、熱中症で不調を訴え、病院へ搬送されるケースはございませんでした。

ブロック大会は、非常な猛暑の中での開催となりました。第1日目に私も幾つかの会場を回って、実際に大会責任者の話を聞き、現場の暑さを体感してまいりましたが、各競技とも、予防策として様々な対策を実施しておられました。長浜の市民庭球場では、男女のソフトテニスが行われておりましたが、従来団体戦はリーグ戦で丸1日かけていたところ、昼過ぎには団体戦が終わるよう工夫をしておられましたし、応援の方に対しても、熱中症の予防のために日の当たるところでの応援は極力ご遠慮いただくよう案内をしている会場もございました。

土日を通じて起こった事故または熱中症関係の事例として、教育委員会が把握しておりますのは、剣道で1人、大会中に熱中症の疑いがあり、速やかに病院で診断を受けた生徒がおりました。また、柔道で1人、大会中に頭を

畳に打ったことで病院を受診されたそうです。2人とも、幸い特に異常はなかったということでした。県大会でも、各専門部でいろいろな配慮をして大会を実施していくと報告を受けています。

夏休み中の部活動ですが、日中の練習は実施せず、早朝もしくは夕方に短時間実施するなど、各校で工夫されているようです。また、小学校プールを夏休み中に開放しているところがありますが、一部の学校で開放を取りやめることにされています。

以上、簡単ではございますが、報告とします。

5. 議案審議

「議案第 32 号 教育委員会の所属職員の任免について」は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第 27 号 平成 31 年度中学校及び中学校特別支援学級「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

議案第 28 号 平成 31 年度小学校において使用する教科用図書の採択について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。主な質疑応答は以下のとおり

井関委員：部会に出席された先生方が大変慎重に検討しておられ、委員や保護者も含めてたくさんの質問が出た中で選ばれたものですので、公平、公正に選択されたものと思っています。

教育長：私も採択協議会に出席しておりましたが、委員各位がそれぞれの立場から積極的に意見を出しておられました。全委員が発言され、採択協議会の内容に一部訂正を加えていただくということもございました。中学校の特別支援学級で使う教科書について、1年生、2年生、3年生でそれぞれ異なる教科書を使うという報告があったのですが、保護者からそれは柔軟性に欠けるという意見があり、委員の賛同を得て中学校1年から3年までは、その子の状態を見て、3冊の中からどれか1冊を教科書として選ぶこともできるという旨に訂正されたというものです。

この他に話題の焦点になっておりましたのは、道徳の教科書に附属する学習ノートです。最近の教科書では、本体とは別にワークブックのようなノートがついているものが多いようです。委員からも積極的に質問が出ておりましたが、調査研究委員長は、学習ノートがついていない教科書のほうが学習を深める、または自分の考えをしっかりとめることに適しているのではないかという趣旨の発言をしておられました。

西橋委員：私も現職のときに、何度かこの採択協議会のメンバーとして参加

させていただきました。当時は保護者から発言されることはほとんどなく、採択委員の説明をみんなで聞いて採択するという手順でした。ですが、今井関委員と教育長のお話にあったように、保護者全員が発言されて、その意見に沿うような形で修正して決められたということで、より民主的に決めいただいたように感じました。それで間違いないだろうと思いますので、そのとおり採択されることに賛成します。

廣田委員：内容はかなり充実していて、我々大人も読める本です。宇宙のことなど若干まだ難しいと思える記述もありますが、良いと思います。

西前委員：私も中学校の授業参観で道徳の授業を拝見しましたが、なかなか意見が出てこず、活発な授業はほとんどなかったように思います。教育長が教育部長をされていたときに、保護者にも道徳を学んでほしいという思いで、道徳の授業を授業参観にしていこうと言われていましたが、実際には生徒も保護者も道徳の授業に関心が薄かったように思います。その点から、道徳の授業を活発なものにするには、全員が一緒に考えてグループワークができる教材が必要と思います。

今回の教科書には、スマホやいじめなど本当に身近な問題が教材になっており、生徒も自分の意見を考えやすいと思いますので、こちらの教科書でいいかと思います。

教育長：私も中学校で道徳の授業を行いました。子どもたちの本音をどうやって引き出すかということが、簡単そうで難しいところでした。現場の道徳の授業等の状況について、事務局から補足はありますか。

教育指導課長：今、西前委員からもご指摘いただいたことが、まさに現場の教員が求めていることであり、子どもたちの考えを揺さぶるような活動を取り入れていきたいと思っておられる声が多いと認識しています。

西橋委員：今回の採択協議会で保護者が全員発言されたということは、保護者も道徳の教科書に興味を示されたという1つの証だと思います。

例年、新しい検定済みの教科書を図書館で展示しておられますが、今年はどうのような広報をされたのでしょうか。

教育指導課長：今年、市立図書館で教科書の展示をさせていただきました。ホームページで、開催期間や場所について周知するとともに、県内他市町の状況についても掲載しました。また、プレスリリースするなど一定の広報活動を行いました。ただ、まだまだ発信不足なところがあったように思います。

その他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり採択することに決定された。

議案第29号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について
教育長は事務局に説明を求め、岩田次長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第 30 号 長浜市学校給食会規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：北部の給食センターが稼動したら、委員の皆様は給食を食べていただく計画ですね。

すこやか教育推進課長：8月28日の開所日に計画しています。実際に給食を学校に配食するのは8月30日からです。

教育長：浅井と木之本の給食センターで給食を食べていただきましたが、ぜひ比較していただいて、率直なご意見をいただければありがたいと思います。

井関委員：先日、ある中学校に寄せていただきました。帰りに教室前の廊下を通った際、子どもたちが給食を食べている様子を見たのですが、意外と自分の席に座って黙々と食べておられました。もっと和気あいあいと食べているのかと思っていましたので、意外でした。この前も研修で2回寄せていただきましたが、給食センターでいろいろな配慮や工夫をしてくださっていることも勉強させていただきました。学校生活の中で、毎日の給食の時間はとても重要な部分を占めていると改めて思いました。センターも新しくなりますので、これからはますます充実していくことを望んでおります。

教育改革推進室長：小学校では、インフルエンザ等が蔓延しているときには、さすがに全員前を向いて静かに食べましょうと指導したときもありましたが、給食は子どもたちが楽しみにしておりますので、基本的に、楽しく食べるよう指導しておりました。

教育長：私は中学校でしたが、グループごとに机を合わせて食べさせるのもよかったです。そうすると食事に時間がかかってしまう傾向にありました。給食で時間をとってしまうと午後の日程にも響くのですが、保護者からはあの時間では食べきれないという意見をいただくこともあり、どの学校も苦慮していると思います。

実際に、子どもが給食を食べているところをご覧いただくのも、子どもの本当の姿を見ていただく機会になるかと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

横尾次長：給食指導は本当に教員の質が問われると思います。子どもの居場所があり、なおかつみんなの前で食べることができる学級をつくるのは本

当に大事なことだと私も現場にいるときに思っておりました。

西橋委員：各給食センターから車で各学校へ運ぶのですが、例えば長浜南部学校給食センターから一番遠い学校までは往復でどのぐらいかかるのか説明をお願いします。

すこやか教育推進課長：必ず 10 時 45 分に給食を作り終わり、配送するルールになっています。南部は 8 台、北部は 5 台で配送しますが、どちらも一番遠い学校でセンターから 15 キロあります。実際に 15 キロを走ってみて、12 時 15 分までに各校に届けられると確認を終えています。

西橋委員：この間、木之本小学校で見学させてもらいましたが、新しく使うコンテナは同じ大きさですか。エレベーターに入るのですか。

すこやか教育推進課長：新しいコンテナは従前より大きいので、間口が 90cm ない昔のエレベーターには入りません。そこで、コンテナから食缶を小さいワゴンに乗せかえてエレベーターに乗せることにしています。ワゴンも各小学校に配置するよう計画しております。

西橋委員：子どもたちがコンテナからワゴンへ入れるのですか。

すこやか教育推進課長：いえ、エレベーターで上げたワゴンを子どもたちに引き渡すことになります。子どもたちをエレベーターに乗せるのは危険です。

他に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第 31 号 学校運営協議会委員の任命について

教育長は事務局に説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

議案第 32 号 教育委員会の所属職員の任免について（会議非公開）

教育長は事務局に説明を求め、岩田次長から資料に基づき説明があった。

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり決定された。

6. 協議・報告事項

(1) 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の制定について

(2) 長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の制定について

幼児課長から、資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

教育長：応援金は免許を取得してから 1 年以上経過していることが要件です

が、1年以上とする意味は何ですか。

幼児課長：これに似た制度で、滋賀県の社会福祉協議会が設けている上限40万円の貸付金がありまして、これは免許取得後2年以上経つと免除となりますので、その制度に合わせて1年以上ということにしています。

教育長：家賃補助について、例えば今年短大を卒業して、4月から長浜市の長浜幼稚園に採用された方で、アパートを借りて住んでいる場合は市の住居手当しか支給されないということですか。

幼児課長：長浜市の住宅手当を差し引いて、残りの4分の3を補助することになります。その上限が61,500円です。

教育長：その上限の根拠は何ですか。

幼児課長：民間の事業所が使用している施設に補助するという国の制度がありますが、長浜市の場合にはそれに加えて公立も補助しようということになっています。国の基準は上限82,000円になっており、これに4分の3を掛けて61,500円と設定しています。

西橋委員：保育士を確保する1つの策として、大学時代に奨学金を借りていた場合、長浜市に就職していただければ奨学金を一部免除するという制度を昨年に実施されました。今回の制度も保育士確保策ですが、現在、市外から長浜にアパート等を借りて市の幼稚園に勤めておられる方の一部が対象になると思いますが、それは何人おられますか。

幼児課長：手持ちの資料がありませんので、調べて後で報告させていただきます。

西橋委員：待機児童の解消または保育士を確保していくために、昨年に引き続いて金銭面での支援をしていくということですが、果たしてどの程度の効果があるのか疑問に思います。私は、本俸を上げるしかないと思っています。例えば近隣市と比べて長浜市の本俸が1万円高いとなれば、それだけで人員は確保できるのではないかと思います。現在、長浜市の本俸が県や彦根市あたりと比べてどうなのか、その上で思い切った策を打ち出さないと、なかなか長浜で市外の方が園へ勤めてみようかという気にはなれないのではないかと思います。その辺り、どのようにお考えでしょうか。

岩田次長：公立園については、基本的に地方公務員で大もとは国の基準を使っております。ただし、長浜市の場合には幼稚園と保育所を一括して教育委員会で所管しておりますので、幼児教育職という給料表を使い、他市と比べて給料を高く設定しております。また、初任給につきましては、彦根市と比べて大きく変わらないものの、やや高い設定になっています。ただ、委員のご指摘はもっともだと思いますが、初任給を上げると、全職員の生涯賃金に全部影響してまいりますので簡単にはまいりません。よって、何らかの手当で対処していくこととしております。

また、臨時職員につきましては、長浜市はおそらく県内でも一番高い賃

金を支払っていると思われませんが、臨時職員をいかに確保するか苦慮しているところです。特に、ゼロ・1・2歳の乳幼児によって大きく職員数が変わってまいりますので、幼児課でも苦慮している現状です。

西橋委員：難しいのはよくわかります。しかし、全国的に保育士が足りない、幼稚園の職につく人が少ない状況にあって、例えば長浜市で小学校の給食費を無料にしたような大きな決断を打ち出すくらいの意気込みを持たないと、問題の解決にならないだろうと思っています。

先ほどの教育長報告の中で、疲れが出てきている園職員が見られたとありました。賃金のことを別にしても、園経営の点で、若い人たち、初めて勤める人たちに魅力ある職場となるような宣伝も必要なのではないかなと思います。保育所を増設したけれども、保育士が足りないのでそこが空き教室になっているというところもあります。これも非常にもったいない話です。保育士が喜んで入ってくるような環境を整える策を考えないといけません。

難しいことを言っていることはよくわかっていますが、将来の長浜、滋賀県を背負って立つ子どもたちの教育の問題ですから、市長部局とも話し合っていたいただければありがたいと思います。

幼児課長：確かに、魅力ある保育園づくり、職場づくりは一番頑張っていかなければいけないと思っております。

教育長：教育委員会として注目しているのは、退職する人です。年度途中で退職する学校教員は余り目にした覚えはありませんが、幼児教育職は年度途中でやめていかれる人があります。その対策もきちんとしていかなと思っています。人材を確保しても離れてしまったら悪循環なので、事務局としても喫緊の課題として考えていきたいと思っています。

井関委員：以前も質問させていただきましたが、働き方改革も重要なことではないかと思っています。保育士として勤めておられる方の親御さんに、保護者対応等もあって長時間の勤務になっており、子どものこれからの生活を不安に思っているとおっしゃる方もおられます。改革に当たっては、現場を補う人材も必要かと思っておりますので、対策の1つとしてお考えいただきたいと思っております。

支援の対象者で、法人に助成する場合の要件として「対象となる保育士等およびその同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと」とあります。法人に所属する保育士の中には、別に手当を受けておられる方とそうでない方がいらっしゃるということでしょうか。

幼児課長：例えば、民間が借り上げたアパートに保育士が入る場合、場合によってはその家族と一緒に入ることもあります。そういった場合に、仮に会社で住宅補助がある場合は、二重に支援することになりますので、その場合は認めないという要項があるため、それに準じています。

井関委員：それは「およびその同居者が」というところですが、その前の「対象となる保育士」はどのようなのでしょうか。

幼児課長：実際、アパートを借り上げて住ませるのに、法人が支援金を支払うパターンはまずないかと思います。国の制度の中でそういう規定がありますので、それを準用して持ってきている関係で、こういう文言になっております。

教育長：実際に対象となる人を対象に、わかりやすい文章で説明できるように幼児課でも対応をお願いします。

幼児課長：簡単なパンフレットもありますので、要綱が定まりましたら、各園にも配布してPRしようと思っています。

井関委員：今のことには直接関係しませんが、人権施策推進課が事務局となって進めておられる女性会議に、7月14日と15日に出席させていただいた際に、分科会に参加された方が、今、本当に働き方が多様化しており、独り親の家庭が増えてきていることで、働き方に対しての市の施策が追いついていないのではないかとおっしゃいました。例えば、土曜日、日曜日、祝日に子どもをどこへ預けていいかわからない、あるいは帰宅が深夜になるなど遅くなってしまう場合にどうしたらいいのかということで、子どもを預ける場所をもっと施策として打ち出してほしいと言われていました。幼児課は子育て支援課とも連携して動くことも多いかと思いますので、検討いただきたいと思います。

幼児課長：先ほどご質問いただきましたことについて報告いたします。現在、市内のアパートに居住している保育士が全部で32人いる中で、6人が市外から来ています。

教育長：今年新規に採用した方で、鳥取県出身の方がおられます。大変な遠方から来て頑張っている人もおります。ただ、今後のことを考えると、先行きは流動的かなという思いがします。

そのことも含めて、先ほど井関委員から提案いただいた子育て支援課との協働についても検討したいと思います。

(2) 平成30年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
岩田次長から、資料に基づき説明があった。

7. 閉会

教育長から閉会宣言があった。